

介護保険居宅サービス提供事業所等一覧 【富士見町内】

富士見町地域包括支援センター等

介護や介護予防、福祉サービス全般に関するご相談等の受付を行います

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
◆富士見町地域包括支援センター	富士見町落合11106-1 (老人保健施設あららぎ内)	62-8200	62-8260	○

○居宅介護支援（ケアプラン作成）

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
◆老人保健施設 あららぎ	富士見町落合11106-1	62-8008	62-8005	○
◆富士見町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	富士見町富士見8988-1	78-8987	62-6772	○

○訪問介護（ホームヘルプ）

事業所名	所在地	TEL	FAX	現行相当	サービスA
◆富士見町社会福祉協議会 ふれあい訪問介護事業所	富士見町富士見8988-1	62-6766	62-6772	○	○
◆富士見町社会福祉協議会 清泉荘訪問介護事業所	富士見町境7276	61-8210	62-8212	○	○
◆あくしす訪問介護事業所	富士見町富士見11517-3	78-6484	78-6585	○	

○訪問入浴介護

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
◆富士見町社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	富士見町富士見8988-1	62-6766	62-6772	○

○訪問看護

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
◆小林医院	富士見町境7372	64-2043	65-3462	○
◆訪問看護ステーションふじみ	富士見町落合11106-1	62-8003	62-8005	○

○訪問リハビリテーション

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
◆老人保健施設あららぎ	富士見町落合11106-1	62-8008	62-8005	○

○通所介護（デイサービス）

事業所名	所在地	TEL	FAX	現行相当	サービスA
◆富士見町社会福祉協議会 ふれあい指定通所介護事業所	富士見町富士見8988-1	62-6762	62-6772	○	○
◆富士見町社会福祉協議会 清泉荘通所介護事業所	富士見町境7276	61-8210	61-8212	○	○
◆デイサービスセンターかがやき	富士見町境7276	64-2820	64-2821	○	○
◆紅林荘デイサービスセンター	富士見町富士見3107-2	61-2085	61-2081	○	

○地域密着型通所介護（定員18人以下のデイサービス）

事業所名	所在地	TEL	FAX	現行相当	サービスA
◆宅幼老所ひなたぼっこ	富士見町富士見11650-1	61-2335	61-2336	○	○
◆机デイサービス恵福の家	富士見町落合7912-2	55-3603	55-2883	○	○
◆あくしす地域密着型通所介護事業所	富士見町富士見11517-3	62-5657	78-6585	○	

○通所リハビリテーション（デイケア）

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
◆老人保健施設あららぎ	富士見町落合11106-1	62-8008	62-8005	○

○短期入所生活介護

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
◆富士見町社協ふれあい短期入所事業所	富士見町富士見8988-1	62-6766	62-6772	○
◆ショートステイやすらぎ	富士見町境7276	64-2828	64-2821	○
◆富士見高原医療福祉センター 特別養護老人ホーム恋月荘	富士見町境字東平8830	75-5558	64-2288	○
◆特別養護老人ホーム紅林荘	富士見町富士見3107-2	61-2080	61-2081	○

○短期入所療養介護

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
◆老人保健施設あららぎ	富士見町落合11106-1	62-8008	62-8005	○

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
◆グループホームやまゆり	富士見町富士見3796-5	61-1011	61-1055	○
◆グループホームひなたぼっこ	富士見町富士見11650-1	61-2223	61-2227	○

○認知症対応型通所介護

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
◆グループホームやまゆり	富士見町富士見3796-5	61-1011	61-1055	○

○小規模多機能型居宅介護

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
◆小規模多機能型居宅介護事業所 一本松の家	富士見町立沢815-65	78-6001	62-3766	○

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
◆24時間ケアサポートふじみ	富士見町立沢815-65	78-6001	62-3766	-

居宅療養管理指導	指定を受けた医療機関の医師・歯科医師等が行います。 詳しくは、役場または各医療機関・ケアマネジャー等にお問い合わせください。			○
----------	---	--	--	---